

今月のテーマ

事業所得に損失が生じた場合には給与所得や不動産所得等との損益通算が可能ですが、副業収入に係る所得区分については、事業所得又は業務に係る雑所得のいずれに該当するかの判断に迷うことも多く、国税庁から「その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当する」ことが明らかにされました（所得税基本通達35-2）。

帳簿書類の保存の有無が判定基準の一つとなりますが、事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかも判定基準の一つとなっています。帳簿書類の保存があっても、そもそも事業と称するに至る程度でない場合には、事業所得ではなく、業務に係る雑所得に該当することになりますが、令和4年10月7日付で国税庁から公表された「雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説」では、過去の判例を踏まえて次の点を総合勘案して事業と称するに至る程度か否かを判定することされています。

- ▶ 事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得である。
- ▶ 営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無、自己の危険と計算における企画遂行性の有無、その取引に費した精神的あるいは肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、その取引の目的、その者の職歴・社会的地位・生活状況などの諸点を検討。

また、帳簿書類の保存があっても、例えば次のような場合は事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ▶ その所得の収入金額が僅少と認められる場合（例えば、その所得の収入金額が、例年300万円以下で主たる収入に対する割合が10%未満）
- ▶ その所得を得る活動に営利性が認められない場合（その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していない）

一方、帳簿書類の保存がなくても、収入金額が300万円超であり、事業所得と認められる事実がある場合には事業所得として取り扱われます。

最終的には形式的なものではなく実態判断によるところが大きいのと思われますが、一時的なものや趣味の延長のようなものだけでなく、反復、継続して行われるものであっても毎年収入が少ない、毎年赤字が続いているが利益を得るための努力が見られないなどの場合は、雑所得と判断される可能性は高いものと考えられます。

（参考）事業所得と業務に係る雑所得等の区分（イメージ）

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得 ^(注)	概ね業務にかかる雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

（注）次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

（国税庁：雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説）

